

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年 6月27日
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
【電話番号】	079 ( 223 ) 1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 横山 忠昭
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
【電話番号】	079 ( 223 ) 1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 横山 忠昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会において、平成26年8月中を効力発生日の目処とし、当社の遊技場事業（以下「本事業」）を会社分割により分社化（以下「本会社分割」）し、新たに設立する「株式会社サンピース（以下「新設会社」）」に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は平成26年6月27日開催の取締役会において、平成26年8月8日を新設分割の効力発生日（予定）とする新設分割計画を承認決議し、未決定事項について決定がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております（新設分割計画書を除く）。

### 1 提出理由

#### （訂正前）

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会において、平成26年8月中を効力発生日の目処とし、当社の遊技場事業（以下「本事業」）を会社分割により分社化（以下「本会社分割」）し、新たに設立する「株式会社エスアミューズメント（以下「新設会社」）」に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### （訂正後）

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会において、平成26年8月8日を効力発生日とし、当社の遊技場事業（以下「本事業」）を会社分割により分社化（以下「本会社分割」）し、新たに設立する「株式会社サンピース（以下「新設会社」）」に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### （訂正前）

##### （1）本会社分割の目的

当社は本事業において兵庫県西部エリアにパチンコ店2店舗を構え、長年にわたり当社の収支を底支えしてまいりました。しかしながら、相次ぐ法規制の強化や近隣への大型競合店進出に対し、当社の規模では経営効率化が難しく、収支は年々厳しさを増しております。

当社主要事業である自動車運送事業を始め、グループの他の事業に関しても先行き不透明な状況のなか、本事業のこれ以上の拡大・強化は困難であると判断し、今般、本事業を新設分割により新設会社に承継させ、当社と同エリアで同事業を営む株式会社山陽に対し、新設会社の発行済株式の全部を譲渡することといたしました。

##### （2）本会社分割の方法

当社を分割会社とし、分割により設立する新設会社に遊技場事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割です。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の決議を経ずに行います。

##### （3）本会社分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して発行する普通株式1,000株すべてを、新設分割会社である当社に割り当てます。

##### （4）その他の本会社分割計画の内容

本会社分割に係る日程

分割計画承認取締役会 平成26年6月中（予定）

分割予定日（効力発生日） 平成26年8月中（予定）

その他本会社分割計画の内容

未定です。

##### （5）本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エスアミューズメント
本店の所在地	兵庫県姫路市西駅前町1番地
代表者の氏名	取締役社長 小林 健一
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定です。
総資産の額	未定です。
事業の内容	遊技場事業

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 本会社分割の目的

当社は本事業において兵庫県西部エリアにパチンコ店2店舗を構え、長年にわたり当社の収支を底支えしてまいりました。しかしながら、相次ぐ法規制の強化や近隣への大型競合店進出に対し、当社の規模では経営効率化が難しく、収支は年々厳しさを増しております。

当社主要事業である自動車運送事業を始め、グループの他の事業に関しても先行き不透明な状況のなか、本事業のこれ以上の拡大・強化は困難であると判断し、今般、本事業を新設分割により新設会社に承継させ、当社と同エリアで同事業を営む株式会社山陽に対し、新設会社の発行済株式の全部を譲渡することといたしました。

(2) 本会社分割の方法

当社を分割会社とし、分割により設立する新設会社に遊技場事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割です。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の決議を経ずに行います。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して発行する普通株式1,000株すべてを、新設分割会社である当社に割り当てます。

(4) その他の本会社分割計画の内容

本会社分割に係る日程

分割計画承認取締役会 平成26年6月27日

分割予定日(効力発生日) 平成26年8月8日(予定)

その他本会社分割計画の内容

当社が平成26年6月27日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記新設分割計画書のとおりであります。

(5) 本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サンピース
本店の所在地	兵庫県姫路市西駅前町1番地
代表者の氏名	取締役社長 小林 健一
資本金の額	10百万円
純資産の額	743百万円
総資産の額	743百万円
事業の内容	遊技場事業

(以下、新設分割計画の内容)

## 新設分割計画書

神姫バス株式会社（以下「当社」という）は、新たに設立する株式会社サンピース（以下「新設会社」という）に対し、当社の営む遊技場事業（以下「本対象事業」という）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本会社分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

#### 第1条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の規定により、当社の株主総会決議による承認を得ないで本会社分割を行う。

#### 第2条（新設会社の本店所在地その他定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社サンピース 定款」記載のとおりとする。但し、新設会社の本店所在地は、次のとおりとする。

兵庫県姫路市西駅前町1番地

#### 第3条（新設会社の設立時取締役の氏名）

新設会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 小林健一

#### 第4条（新設会社に承継する権利義務）

1. 新設会社が本会社分割により当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

#### 第5条（本会社分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、当社に対し、本会社分割に際して、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に交付する。

#### 第6条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 資本金の額      | 金1,000万円                       |
| (2) 資本準備金の額    | 金0円                            |
| (3) その他資本剰余金の額 | 株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の額    | 金0円                            |
| (5) その他利益剰余金の額 | 金0円                            |

#### 第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という）は、平成26年8月8日とする。但し、当社は、手続きの進捗に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

#### 第8条（競業）

当社は、本会社分割に際し、競業避止義務を負わない。

#### 第9条（本計画の変更等）

当社は、本計画作成後成立日に至るまで、天変地変その他の事由により当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、または本会社分割を中止することができるものとする。

#### 第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社が決定する。

平成26年6月27日

所在地	兵庫県姫路市西駅前町1番地
会社名	神姫バス株式会社
代表者	代表取締役社長 長尾 真

【別紙1】

株式会社サンピース 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サンピースと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 遊技場の経営
2. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県姫路市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(相続人等に対する売渡請求)

第7条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには取締役の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人として株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年1月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第14条 当社の定時株主総会は、事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役がこれを招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役がこれにあたる。

2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選任する。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役1名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第23条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。

3 当社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(役付取締役)

第24条 取締役の互選により、必要に応じて、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(剰余金の配当)

第27条 当会社は、毎事業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第28条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年1月末日までとする。

【別紙2】

### 承継権利義務明細表

新設会社は、本会社分割により、効力発生日における当社の本対象事業に属する次に記載する権利義務を当社から承継する。なお、承継する権利義務のうち流動資産及び固定資産については、平成26年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の前日までの増減を加除したうえで確定する。

#### 1. 承継する資産

本対象事業に属する当社の以下の資産

##### (1) 流動資産

本対象事業に属する貯蔵品

##### (2) 固定資産

本対象事業に属する以下の固定資産

土地、建物、構築物、車両、機械装置、器具・備品

#### 2. 承継する負債

なし

#### 3. 承継する契約関係(雇用契約は4に記載)

本対象事業に関して当社が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、賃貸借契約その他本対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、預託金、差入保証金、受入保証金に関する契約は承継せず、義務については新設会社の成立の日以降に発生するものに限る。

#### 4. 従業員の処遇

本会社分割に際し、新設会社の成立の日において本対象事業に主として従事する労働者のうち、当社本社勤務者に係る雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は新設会社に承継されないものとし、店舗勤務者(正社員以外の者。アルバイト等を含む。)に係る雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は新設会社に承継されるものとする。

#### 5. 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、免許、承認、登録および届出のうち法令上承継可能なもの

以上

以上